



2024年2月27日

各 位

会 社 名 ニューラルグループ株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 重松 路威
(コード番号：4056 東証グロース)
問 合 せ 先 取締役 CFO 種 良典
(TEL 03-5157-2345)

監査等委員会設置会社への移行及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2024年3月29日開催予定の第6回定時株主総会での承認を前提として、現在の「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」へ移行することを決議するとともに、同定時株主総会に「定款の一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件に伴う役員人事につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社への移行に伴う役員人事、当社組織変更及び新執行役員選任に関するお知らせ」において別途開示しております。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

- ① 取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員会を取締役会の構成員とすることで、取締役会の監査・監督機能の強化を図るとともに、コーポレート・ガバナンスのより一層の充実を図ります。
- ② 重要な業務執行の決定権限を取締役会から取締役へ委任できるようにすることで、取締役会の適切な監督のもとで、経営の意思決定及び業務執行の更なる迅速化を図ります。

(2) 移行の時期

2024年3月29日開催予定の第6回定時株主総会において、必要な定款変更について承認をいただき、監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

2. 定款一部変更

(1) 変更の目的

監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除を行うとともに、業務執行の決定の委任に関する規定の新設等を行うものであります。

また、上記に伴う条数の修正、規定及び文言の加除及び修正、その他所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

(3) 変更の日程

定款変更のための株主総会開催日	2024年3月29日(金)(予定)
定款変更のための効力発生日	2024年3月29日(金)(予定)

以 上

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条（条文省略）</p> <p>（機関）</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>（1）取締役会</p> <p>（2）<u>監査役</u></p> <p>（3）<u>監査役会</u></p> <p>（4）<u>会計監査人</u></p> <p>第5条～第17条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>（取締役の員数）</p> <p>第18条 当社に置く取締役は、10名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p>（取締役の選任）</p> <p>第19条 （新設）</p> <p>取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p><u>2 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p>第20条 （条文省略）</p> <p>（取締役の任期）</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条（現行どおり）</p> <p>（機関）</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>（1）取締役会</p> <p>（2）<u>監査等委員会</u></p> <p style="text-align: right;">（削除）</p> <p><u>（3）会計監査人</u></p> <p>第5条～第17条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>（取締役の員数）</p> <p>第18条 当社に置く取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）は、10名以内とする。</p> <p><u>2 当社に置く監査等委員である取締役は5名以内とする。</u></p> <p>（取締役の選任）</p> <p>第19条 <u>当社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p><u>2 取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u></p> <p><u>4 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>第20条 （現行どおり）</p> <p>（取締役の任期）</p> <p>第21条 <u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年</p>

現行定款	変更案
<p>主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第22条～第23条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会を招集するときは、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対してその通知を発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の通知をしないうで取締役会を開催することができる。</p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べた場合はこの限りではない。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこ</p>	<p>度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3 補欠により選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第22条～第23条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会を招集するときは、会日の3日前までに各取締役に対してその通知を発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の通知をしないうで取締役会を開催することができる。</p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p><u>第27条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役の議事録)</p> <p>第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこ</p>

現行定款	変更案
<p><u>び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p> <p>(取締役会規程) 第<u>28</u>条 (条文省略)</p> <p>(報酬等) 第<u>29</u>条 取締役が報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第<u>30</u>条 (条文省略) 2 (条文省略)</p> <p><u>第5章 監査役及び監査役会</u></p> <p>(監査役の員数) 第<u>31</u>条 当会社の監査役は、5名以内とする。</p> <p>(監査役の選任) 第<u>32</u>条 監査役の選任決議は、株主総会において、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役の任期) 第<u>33</u>条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。</u></p> <p>(常勤の監査役) 第<u>34</u>条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知) 第<u>35</u>条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮すること</u></p>	<p>れに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(取締役会規程) 第<u>29</u>条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等) 第<u>30</u>条 取締役が報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除) 第<u>31</u>条 (現行どおり) 2 (現行どおり)</p> <p><u>第5章 監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>ができる。</u></p>	
<p><u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	
<p><u>(監査役会の決議方法)</u></p>	(削除)
<p><u>第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	
<p><u>(監査役会の議事録)</u></p>	(削除)
<p><u>第37条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p>	
<p><u>(監査役会規程)</u></p>	(削除)
<p><u>第38条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	
<p><u>(報酬等)</u></p>	(削除)
<p><u>第39条 監査役が報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	
<p><u>(監査役の責任免除)</u></p>	(削除)
<p><u>第40条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>	
<p><u>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	
<p>(新設)</p>	<p><u>(常勤の監査等委員)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第32条 監査等委員会は、その決議によって監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第33条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、</u></p>

現行定款	変更案
	<p><u>緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会の決議の方法)</u></p> <p><u>第34条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(監査等委員会の議事録)</u></p> <p><u>第35条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p> <p><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p><u>第36条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p>(新設)</p>	
<p>(新設)</p>	
<p>(新設)</p>	
<p>第6章 会計監査人</p>	<p>第6章 会計監査人</p>
<p>第41条～第42条 (条文省略)</p>	<p>第37条～第38条 (現行どおり)</p>
<p>(報酬)</p>	<p>(報酬)</p>
<p>第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p>	<p>第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p>
<p>第44条～第47条 (条文省略)</p>	<p>第40条～第43条 (現行どおり)</p>
<p>附則</p>	<p>附則</p>
<p>第1条 (条文省略)</p>	<p>第1条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会設置会社移行前の監査役の責任免除の経過措置)</p>
	<p>第2条 令和5年12月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結前の会社法第423条第1項の行為に関する監査役(監査役であった者を含む。)の責任の免除及び監査役と締結済みの責任限定契約については、なお同定時株主総会の終結に伴う変更前の定款第40条第1項及び同条第2項の定めるところによる。</p>